



2026年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社 QD レーザ
 代表者名 代表取締役社長 大久保 潔
 (コード番号: 6613 東証グロース)
 問合せ先 常務執行役員経営企画室長 武政 敬三
 (TEL. 045-900-6905)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割当日	2026年8月7日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 4,266株
(3) 発行価額	本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年7月8日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,621円であり、その総額は11,181,186円です。
(4) 割当予定先	監査等委員でない取締役（※） 2名 2,822株 監査等委員でない社外取締役 1名 303株 監査等委員である取締役 3名 1,141株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年より、当社の監査等委員でない社外取締役（以下「非監査等委員社外取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、「非監査等委員社外取締役」と併せて「非業務執行取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の既存の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるととともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることをそれぞれ目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「非業務執行取締役向けRS制度」といいます。）を導入しております。

また、当社は、本年より、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除くものとし、以下「業務執行取締役」といい、非業務執行取締役と併せて「対象取締役」といいます。）に対しても、事前交付型の譲渡制限付株式を付与して対象取締役に早期かつ継続的な自社株式の保有を促すことにより、対象取締役に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役向けRS制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度（以下「業務執行取締役向けRS制度」といい、非業務執行取締役向けRS制度とあわせて、以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

①非業務執行取締役向けRS制度については、2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において、発行

又は処分される当社の普通株式の総数は、非監査等委員社外取締役及び監査等委員につきそれぞれ年間24,500株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で、非監査等委員社外取締役及び監査等委員につきそれぞれ年額1,000万円以内とすること、及び、②業務執行取締役向けRS制度については、2026年6月24日開催の第20期定時株主総会において、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間196,500株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠の内枠で、年額8,000万円以内とすることにつきご承認をいただいております。これらの株主総会決議において、いずれの制度についても、(i)譲渡制限期間は、株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、(ii)譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと等についてご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役6名（業務執行取締役2名、非監査等委員社外取締役1名及び監査等委員3名）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式として、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず、当社の普通株式4,266株を発行することを決議いたしました。本新株発行による希薄化率は0.01%と軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月7日（割当日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上